

関係機関各位

福岡市長 高島 宗一郎
(保健医療局総務企画部保険医療課)

「重度障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」更新の周知について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本市医療費助成制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市の「重度障がい者医療証」及び「ひとり親家庭等医療証」は、令和 5 年 10 月 1 日から下記のとおり新しい医療証に更新いたします。

つきましては、10 月以降の診療に際しましては、新医療証にて受給資格の確認を行っていただきますよう、お願いいたします。

また、掲示用ポスターを作成いたしましたので、併せて送付いたします。

今後とも本市医療費助成制度の実施にご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 令和 5 年 10 月 1 日からの医療証について

種別		色		一部自己負担 (1 医療機関あたり)	有効期間
		現行 (9 月末まで)	新 (10 月から)		
重度障がい者医療証	65 歳未満	桃色	水色	なし	R5.10.1~R6.9.30 (※) ※65 歳の誕生日前日まで または 精神手帳の有効期限までとなる 場合有り
	65 歳以上	薄紫色	白色		
ひとり親家庭等医療証		オレンジ色	みどり色	入院外：800 円/月 (※1) 入院：500 円/日 (※2) (月 7 日まで) ※1 中学校 3 年生まで (令和 6 年 1 月からは高校生世代まで) は 500 円/月まで ※2 中学校 3 年生まで (令和 6 年 1 月からは高校生世代まで) は自己負担なし	R5.10.1~R6.9.30 (※) ※児童が年度の途中で 18 歳にな る場合は R6.3.31 まで

※高校生世代まで：18 歳の誕生日前日以後最初の 3 月 31 日まで (学生でない人も対象になります)

令和 6 年 1 月診療分より、子ども医療費の助成対象が高校生世代まで拡大されることに伴い、「重度障がい者医療証」および「ひとり親家庭等医療証」の表記についても変更がございますのでご留意下さい。(詳細は以下の (1) (2) 参照)

(1) 「重度障がい者医療証」について

- ・新しい医療証は、水色 または 白色です。有効期間のご確認をお願いいたします。
- ・更新の申請は不要です (※)。

新しい医療証は、所得が基準額以下となった方に対し、9 月下旬までに送付します。

※令和5年1月2日以降、市外から転入された方など、本市で所得が把握できない方は、所得証明等の提出が必要です。(対象者には、案内文を発送します。)

- ・精神障がい者(中学校3年生まで(令和6年1月診療分からは高校生世代まで)を除く)の、精神病床への入院費は助成対象外です。

医療証の一部自己負担金欄にその旨記載しておりますので、ご確認ください。

(2)「ひとり親家庭等医療証」について

- ・新しい医療証は、みどり色です。有効期間のご確認をお願いいたします。
- ・更新には申請が必要です。新しい医療証は、更新の申請書を審査した結果、対象者として認定した方に対し、9月下旬までに送付します。

※遅くとも10月までに申請が行われないと、助成を受けられない期間が生じます。有効期限が失効した医療証(オレンジ色)で受診されようとしている方には、更新手続きが必要である旨をお伝えいただければ幸いです。

- ・ひとり親家庭等医療は、年齢により一部自己負担金が異なります。受診の際は必ず医療証に記載されている一部自己負担金の欄(下記参照)をご確認ください。

[ひとり親家庭等医療証の「一部自己負担金」欄]

●児童(H20.4.2以降生まれ)の場合

一部自己負担金	※ 入院外 1月当たり500円を限度 入院 徴収しない ※ 医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。
---------	---

●児童(H17.4.2~H20.4.1生まれ)の場合

■親(H18.4.2~H20.4.1生まれ)の場合

一部自己負担金	※1 入院外 1月当たり800円を限度 ※1 入院外は令和6年1月1日から500円を限度 ※2 入院 1日当たり500円(月7日限度) ※2 入院は令和6年1月1日から徴収しない
---------	--

■親(H17.4.2~H18.4.1生まれ)の場合

一部自己負担金	※1 入院外 1月当たり800円を限度 ※1 入院外は令和6年1月1日~3月31日まで500円を限度 ※2 入院 1日当たり500円(月7日限度) ※2 入院は令和6年1月1日~3月31日まで徴収しない
---------	--

■親(H17.4.1以前生まれ)の場合

一部自己負担金	※ 入院外 1月当たり800円を限度 入院 1日当たり500円(月7日限度) ※ 医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。
---------	--

2 国民健康保険の資格証世帯、短期証世帯について

- ・国民健康保険の資格証世帯、短期証世帯についても医療証は交付されます。
- ・資格証世帯の場合は、医療機関窓口で医療証は使用できません。診療費はいったん全額自己負担となり、あとで、保険給付分及び医療費助成分について住所地の区役所(出張所)に支給申請手続をしていただくことになります。

《問い合わせ先》

福岡市保健医療局総務企画部保険医療課 医療助成係
 重度障がい者医療担当：荒木、ひとり親家庭等医療担当：松尾
 TEL：(092)711-4235 FAX：(092)733-5441